申込受付期間は、2026（令和８）年２月19日（木）９時から３月23日（月）までとし、３月23日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年２月19日（木）及び２月20日（金）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

ア　試験の区分「矯正心理専門職Ａ」、「矯正心理専門職Ｂ」、「法務教官Ａ」、「法務教官Ｂ」、「法務教官Ａ（社会人）」及び「法務教官Ｂ（社会人）」

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市	法務省北海道矯正管区	〒007―0801	札幌市東区東苗穂１―２―５―５
仙台市	法務省東北矯正管区	〒984―0825	仙台市若林区古城３―23―１
東京都	法務省関東矯正管区	〒330―9723	さいたま市中央区新都心２―１
名古屋市	法務省中部矯正管区	〒461―0011	名古屋市東区白壁１―15―１
吹田市	法務省近畿矯正管区	〒540―0008	大阪市中央区大手前４―１―67
広島市	法務省中国矯正管区	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
高松市	法務省四国矯正管区	〒760―0033	高松市丸の内１―１
福岡市	法務省九州矯正管区	〒813―0036	福岡市東区若宮５―３―53
那覇市	那覇少年鑑別所	〒900―0036	那覇市西３―14―20

イ　試験の区分「保護観察官」

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市	北海道地方更生保護委員会	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
仙台市	東北地方更生保護委員会	〒980―0812	仙台市青葉区片平１―３―１
東京都	関東地方更生保護委員会	〒330―9725	さいたま市中央区新都心２―１
名古屋市	中部地方更生保護委員会	〒460―0001	名古屋市中区三の丸４―３―１
吹田市	近畿地方更生保護委員会	〒540―0008	大阪市中央区大手前４―１―76
広島市	中国地方更生保護委員会	〒730―0012	広島市中区上八丁堀２―31
高松市	四国地方更生保護委員会	〒760―0033	高松市丸の内１―１
福岡市	九州地方更生保護委員会	〒810―0044	福岡市中央区六本松４―２―３
那覇市	九州地方更生保護委員会那覇分室	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

11　受験上の配慮　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

12　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記10⑴の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２―２―３）に行うこと。

（名称）	（所在地）	
人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３―２―23
人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１―１
人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２―５―１
人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１―１―60
人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局	〒760―0019	高松市サンポート３―33
人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

別記

専門試験出題分野一覧

専門試験（多肢選択式）

（試験の区分）	（出題分野）
１　矯正心理専門職Ａ及び矯正心理専門職Ｂ	心理学に関連する領域並びに心理学、教育学、福祉及び社会学に関する基礎
２　法務教官Ａ、法務教官Ｂ、法務教官Ａ（社会人）、法務教官Ｂ（社会人）及び保護観察官	心理学、教育学、福祉及び社会学に関する基礎

専門試験（記述式）

（試験の区分）	（出題分野）
１　矯正心理専門職Ａ及び矯正心理専門職Ｂ	心理学に関連する領域
２　法務教官Ａ、法務教官Ｂ、法務教官Ａ（社会人）、法務教官Ｂ（社会人）及び保護観察官	心理学に関連する領域、教育学に関連する領域、福祉に関連する領域及び社会学に関連する領域のうち、受験者の選択する１領域

2026年度財務専門官採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年２月12日　　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度財務専門官採用試験

2　対象官職　財務局及び沖縄総合事務局における国の予算の執行に関する実地監査、国有財産の管理及び処分並びに金融機関の検査その他の監督の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

3　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

（適用俸給表）	（俸給月額）	
行政職俸給表㈠	１級25号俸	232,000円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

4　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　1996（平成８）年４月２日から2005（平成17）年４月１日までに生まれた者

⑵　2005（平成17）年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

イ　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。